

# 社会福祉法（抜粋）

昭和 26 年 3 月 29 日

法 律 第 4 5 号

## 第 2 章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

**第 7 条** 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

**第 8 条** 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

**第 9 条** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

**第 10 条** 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

**第 11 条** 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

**第12条** 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

**第13条** この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 社会福祉法施行令（抜粋）

昭和 33 年 6 月 27 日  
法 律 第 185 号

(民生委員審査専門分科会)

**第2条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法\*第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

**第3条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

\*法＝社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

○熊本市社会福祉審議会条例〔健康福祉政策課〕

平成12年3月30日

条例第33号

改正 平成12年9月13日条例第44号

平成17年3月24日条例第27号

平成23年12月19日条例第54号

平成26年3月25日条例第14号

平成28年3月24日条例第6号

平成29年3月24日条例第21号

令和5年3月15日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する熊本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平12条例44・平26条例14・令5条例16・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

2 前項の調査審議をするために法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定に基づき本市に設置される児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する合議制の機関として、同項各号に掲げる事務についても処理するものとする。

（平12条例44・平29条例21・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

（平26条例14・追加）

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平 2 6 条例 1 4 ・旧第 3 条繰下・一部改正)

(委員長の職務を行う委員)

第 5 条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 2 6 条例 1 4 ・旧第 4 条繰下)

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者が、審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に係る会議の場合には、前 2 項の規定の適用に当たっては、委員とみなす。

(平 2 6 条例 1 4 ・旧第 5 条繰下)

(専門分科会)

第 7 条 法第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、審議会に、高齢者福祉に関する事項を調査審議するための高齢者福祉専門分科会を置く。

- 2 各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員として委員長が指名する数は、1 0 人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3 人を超えてはならない。
- 4 各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選により定める。
- 5 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

(平 1 2 条例 4 4 ・平 1 7 条例 2 7 ・一部改正、平 2 6 条例 1 4 ・旧第 6 条繰下・一部改正)

(非常勤)

第 8 条 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(平 2 6 条例 1 4 ・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 2 3 条例 5 4 ・一部改正、平 2 6 条例 1 4 ・旧第 8 条繰下、平 2 8 条例 6 ・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(平 2 6 条例 1 4 ・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 熊本市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成 7 年条例第 7 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 3 日条例第 4 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 4 日条例第 2 7 号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日条例第 5 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 5 日条例第 1 4 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に臨時委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 4 日条例第 6 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 2 4 日条例第 2 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 熊本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第15号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月15日条例第16号）抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 熊本市社会福祉審議会運営要綱

|            |    |     |     |     |             |
|------------|----|-----|-----|-----|-------------|
| 制定         | 平成 | 8年  | 4月  | 1日  | 市民生活局長決裁    |
| 改正         | 平成 | 11年 | 4月  | 1日  | 健康福祉局長決裁    |
| <u>(略)</u> |    |     |     |     |             |
|            | 平成 | 22年 | 4月  | 1日  | 健康福祉局長決裁    |
|            | 平成 | 24年 | 3月  | 23日 | 地域保健福祉課長決裁  |
|            | 平成 | 24年 | 8月  | 31日 | 健康福祉政策課長決裁  |
|            | 平成 | 26年 | 8月  | 4日  | 健康福祉子ども局長決裁 |
|            | 平成 | 27年 | 8月  | 3日  | 市長決裁        |
|            | 平成 | 28年 | 4月  | 1日  | 健康福祉政策課長決裁  |
|            | 令和 | 元年  | 7月  | 9日  | 健康福祉局長決裁    |
|            | 令和 | 2年  | 10月 | 26日 | 健康福祉局長決裁    |
|            | 令和 | 5年  | 3月  | 24日 | 健康福祉局長決裁    |

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づいて設置された熊本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会等)

第2条 審議会に次の専門分科会を置く。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会
- (2) 高齢者福祉専門分科会
- (3) 民生委員審査専門分科会
- (4) 児童福祉専門分科会
- (5) 地域福祉専門分科会

2 必要に応じ、専門分科会に審査部会その他必要な部会（以下「審査部会等」という。）を置くことができる。

(審査部会等)

第3条 身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会に審査部会等を置く。

2 審査部会等の決議は、これをもって審議会の決議とする。

3 審査部会等に、当該審査部会等に属する委員（臨時委員を含む。以下この条及び次条において同じ。）の互選により選出した部会長を置く。

4 部会長は、当該審査部会等の事務を掌握する。

5 部会長に事故があるときは、当該審査部会等に属する委員のうちから部会長があらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会及び専門分科会並びに審査部会等の会議は、必要に応じ開催する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員への書面の送付又は持ち回りによる審議をもって会議による審議に代えることができる。

(1) 会議を招集する暇がない場合

(2) 会議を招集する必要がないと認められる案件を審議する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、会議を招集しないことについてやむを得ない理由のある場合

3 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

4 前項の規定により議決権を行使した委員は、会議に出席したものとみなす。

(報告及び答申)

第5条 審議会の委員長は、審議会の決定事項を市長に報告し、又は答申しなければならない。

2 専門分科会長は、当該専門分科会の決定事項を審議会の委員長に報告しなければならない。

3 審査部会等は、当該審査部会等の決定事項をその属する専門分科会の専門分科会長及び審議会の委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 審議会に係る庶務は、健康福祉政策課で行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。